

## 第5章

### 学校生活における配慮点

## 第5章 学校生活における配慮点

### 1 クラス等の指導

周りの児童・生徒にも食物アレルギーに対し、次のことを理解させるとともに考えさせます。

- (1) 食物アレルギーは、好き嫌いではなく、疾患の1つであること。
- (2) 自分にとっては何でもない食物であっても、人によっては命に関わることもあるということ。
- (3) 食べることを強要したり、本人の訴えを無視して給食を勧めたりしないこと。
- (4) 食物アレルギーの症状はさまざまな体の部分に、さまざまなかたちとなって出ること。
- (5) みんなが気持ちよく学校生活を過ごせるためには、どんなことに配慮が大切か、自分にできることはどんなことか。
- (6) 心ない声かけをする児童・生徒がいた場合、自分が本人だったらどういう気持ちになるか。
- (7) 食物アレルギーを有する児童・生徒がおかわりをする際には、学級担任等に確認すること。

### 2 学校給食以外の活動における留意点

#### (1) 教材教具等の配慮

教材や教具にアレルゲンが含まれる場合は、可能な限りそれを取り除くことを考えます。活動内容を見直すことも視野に入れ対応します。

#### (2) 学校行事や学級活動、授業、クラブ活動等における配慮

学校行事や学級活動、授業（家庭科における調理実習や総合的な学習の時間等）、クラブ活動等において食に関する活動を行う場合は、必ず食物アレルギーを有する児童・生徒に影響がないかを事前に検討します。もし、影響があると考えられる場合には、学級担任や教科担任、養護教諭が事前にお便り、連絡帳、電話連絡等により保護者に知らせ、保護者了解の上で学習活動を実施するようにします。

また、児童・生徒の間でお土産等の食物のやりとりがある場合には、自宅に持ち帰ってから食べる等の指導をするようにします。

表5 配慮すべき教材教具、学習活動等の例

教材教具、学習活動等	アレルゲン
卵パック	卵
牛乳パック	牛乳・乳製品
小麦粘土、うどん・パン作り体験	小麦
豆まき、落花生の栽培	ピーナッツ
そば打ち体験、そば殻枕	そば
みそ作り、豆腐作り、大豆の栽培、豆まき	大豆

### (3) 食物依存性運動誘発アナフィラキシーの予防

喫食後の休み時間や体育の授業（1時限目及び5時限目）、部活動等食べた直後の時間帯では激しい運動を控えるようにします（第1章4(3)を参照してください。）。

### (4) 宿泊学習等における配慮

宿泊する施設に事前に食物アレルギーの状況を伝え、可能な対応について相談します。自主活動等における食事の内容等についても検討し、留意します。その結果を保護者に伝え、安全の確保について話し合い、保護者了解の上で実施します。緊急対応についても学校、施設及び保護者と話し合い確認しておきます。

#### ア 配慮事項

- ・ 施設での食事内容の確認と可能な対応食（除去食、代替食）の提供について
- ・ 施設で対応食の対応ができない場合の自宅からの食事の準備、持参方法
- ・ 野外炊飯を行う場合の食材の検討（アレルゲンを含まない食材の選択）
- ・ グループ行動を行う場合の食事選択
- ・ おやつ、飲料等の検討
- ・ 枕にそば殻が使用されている場合の対応について
- ・ 緊急連絡先及び緊急対応医療機関の確認（特に修学旅行の場合、旅行先現地での対応医療機関、小児科医等の確認と協力要請）
- ・ 手配に関わった旅行会社との緊急対応についての連携